災害時の公的支援制度と保険・共済加入のすすめ

～いざという時に、あなたの生活を守るために～

表紙写真
左上：東海豪雨（平成12年9月・名古屋市）
右上：平成20年8月末豪雨（岡崎市）
〔写真提供：愛知県西三河建設事務所〕
左下：尾張北東部での集中豪雨（平成29年7月・大口町）
〔写真提供：中部地方整備局〕
右下：台風第5号による竜巻（平成29年8月・豊橋市）
〔写真提供：豊橋市防災危機管理課〕

あいち・なごや
強靱化共創センター
AICHI・NAGOYA RESILIENCE CO-CREATION CENTER

地震災害

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震です。過去を振り返ってみると、これまでおおよそ100～150年前後の周期で発生しており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生が危惧されています。

■過去の主な地震

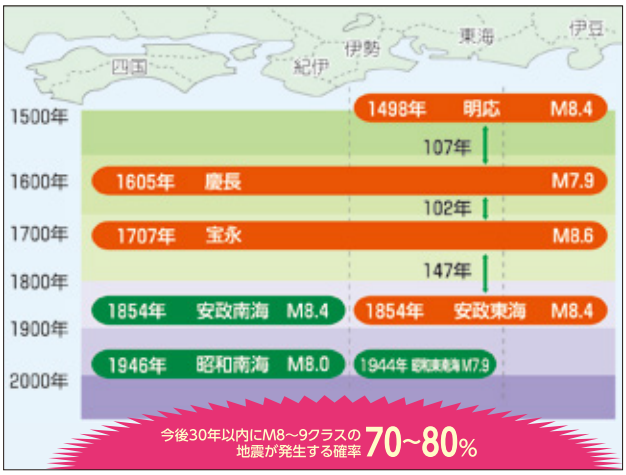

■「過去地震最大モデル」による想定震度分布

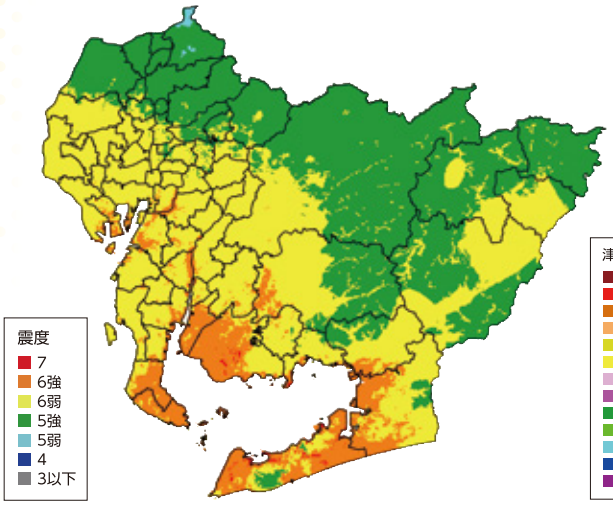

■「理論上最大想定モデル」による浸水想定域と想定津波高

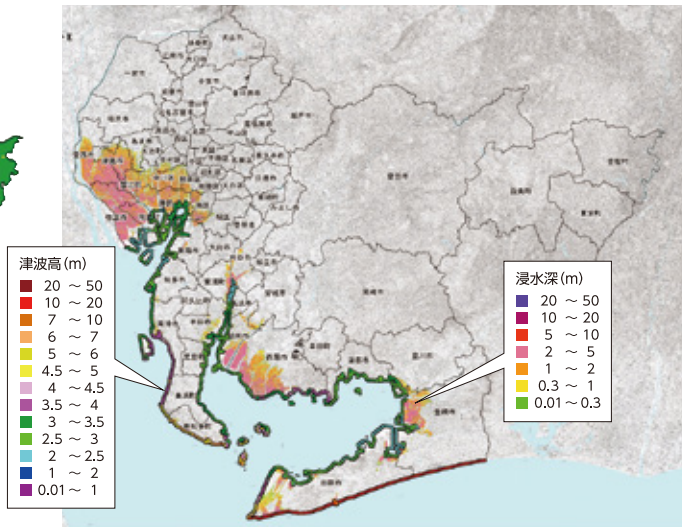

■「過去地震最大モデル」による液状化分布

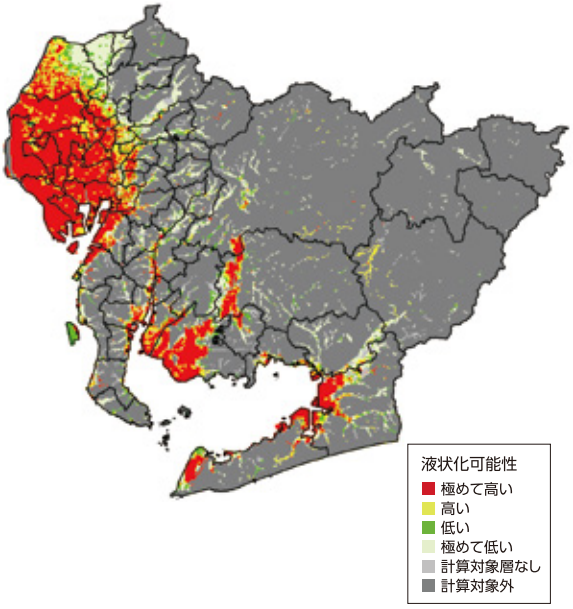

■主な被害想定結果

想定地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物棟数(棟)	2,297,982	
全壊棟数(棟)	約94,000	約382,000
うち揺れによる	約47,000	約242,000
うち浸水・津波による	約8,400	約22,000
うち液状化による	約16,000	約16,000
人的被害(人)	約6,400	約29,000
うち建物倒壊等による	約2,400	約14,000
うち浸水・津波による	約3,900	約13,000

※被害想定結果、想定震度分布等は、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」(平成26年5月)による

■近年の主な地震災害

地　震　名	死者(人)	全壊棟数(棟)
平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	6,434	104,906
平成16年新潟県中越地震	68	3,175
平成19年能登半島地震	1	686
平成19年新潟県中越沖地震	15	1,331
平成20年岩手・宮城内陸地震	17	30
平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	19,575	121,776
平成28年熊本地震	255	8,677

※気象庁HPから抜粋

風水害（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、竜巻）

愛知県の年平均気温は、名古屋市で100年あたり2.1℃、田原市で100年あたり1.5℃上昇しています。また、猛烈な雨（1時間降水量80mm以上の雨）の年間発生回数も増加しています。地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予測されており、台風や豪雨による風水害・土砂災害の発生リスクが高まっています。

また、海抜ゼロメートル地帯などは、高潮による浸水被害を被る危険性が高く、注意が必要です。

■名古屋市の年平均気温

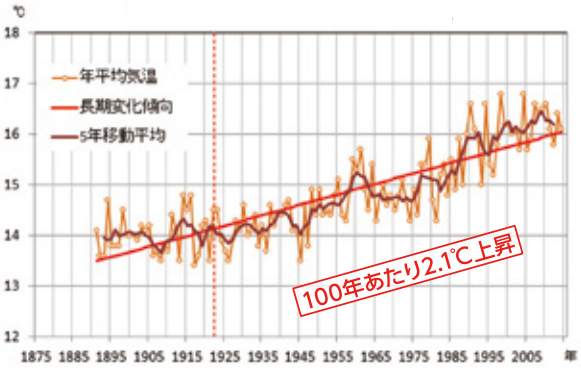

■田原市の年平均気温

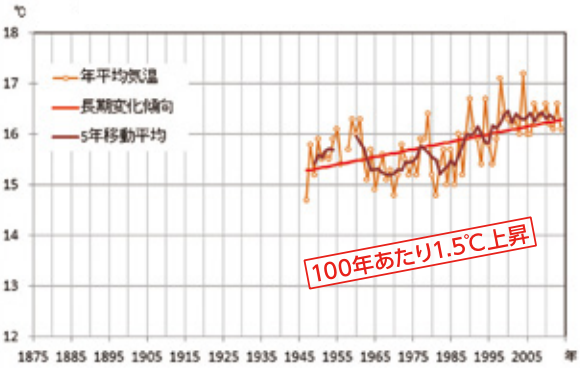

出典：名古屋地方気象台「愛知県の気候変化」

■アメダス1時間降水量80mm以上の年間発生回数

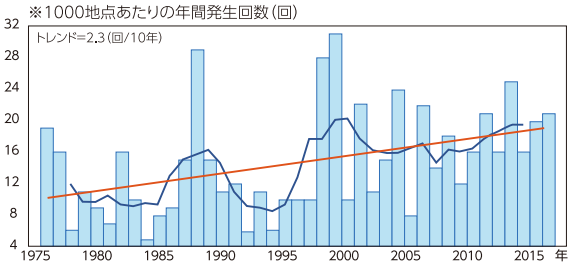

出典：気象庁資料

■愛知県の主な風水害

●伊勢湾台風

昭和34年9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第15号は、発生後2日足らずで猛烈な台風に成長し、26日紀伊半島に上陸し、東海地方を中心に大きな被害を及ぼしました。愛知県では、名古屋市南部や海部・知多地域などで激しい暴風雨の下、高潮により短時間のうちに大規模な浸水が起こり、死者・行方不明者約3,300名に達する大災害となりました。

●東海豪雨

平成12年9月11～12日、愛知県を中心に東海地方の広範囲にわたって大きな被害をもたらした豪雨災害です。2日間の積算降水量は多いところで600ミリ前後に上り、名古屋市周辺で多数の浸水被害が生じたほか、広い範囲で河道護岸の損壊、がけ崩れ、土石流などによる災害が発生し、交通網が寸断され、伊勢湾台風以来の大被害をもたらしました。

●平成20年8月末豪雨

平成20年8月28日から30日にかけての大雨は、日本列島を縦断する形で停滞していた前線の影響により、南からの湿った空気が愛知県の全域に流れ込み、次々と至る所で雷雲を発生させ、県内各地で時間雨量100mmを超過しました。特に岡崎市にいたっては、29日未明には時間雨量146.5mm（気象庁岡崎観測所）と観測史上最大の猛烈な雨を記録し、各地で河川氾濫や内水などによる甚大な浸水被害をもたらしました。

■近年の主な風水害

災　害　名	死者(人)	全壊棟数(棟)
平成20年8月末豪雨	2	6
平成21年7月中国・九州北部豪雨	36	52
平成23年7月新潟・福島豪雨	4	74
平成24年7月九州北部豪雨	30	276
平成26年8月豪雨（広島土砂災害）	77(※1)	179(※1)
平成27年9月関東・東北豪雨	20(※2)	81(※2)
平成29年7月九州北部豪雨	42(※3)	326(※3)

※気象庁HP、消防庁HPから抜粋
※1：8月19日からの大雨等による広島県の被害状況
※2：台風第18号による大雨等に係る被害状況
※3：6月30日からの梅雨前線に伴う大雨等の被害状況

■木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

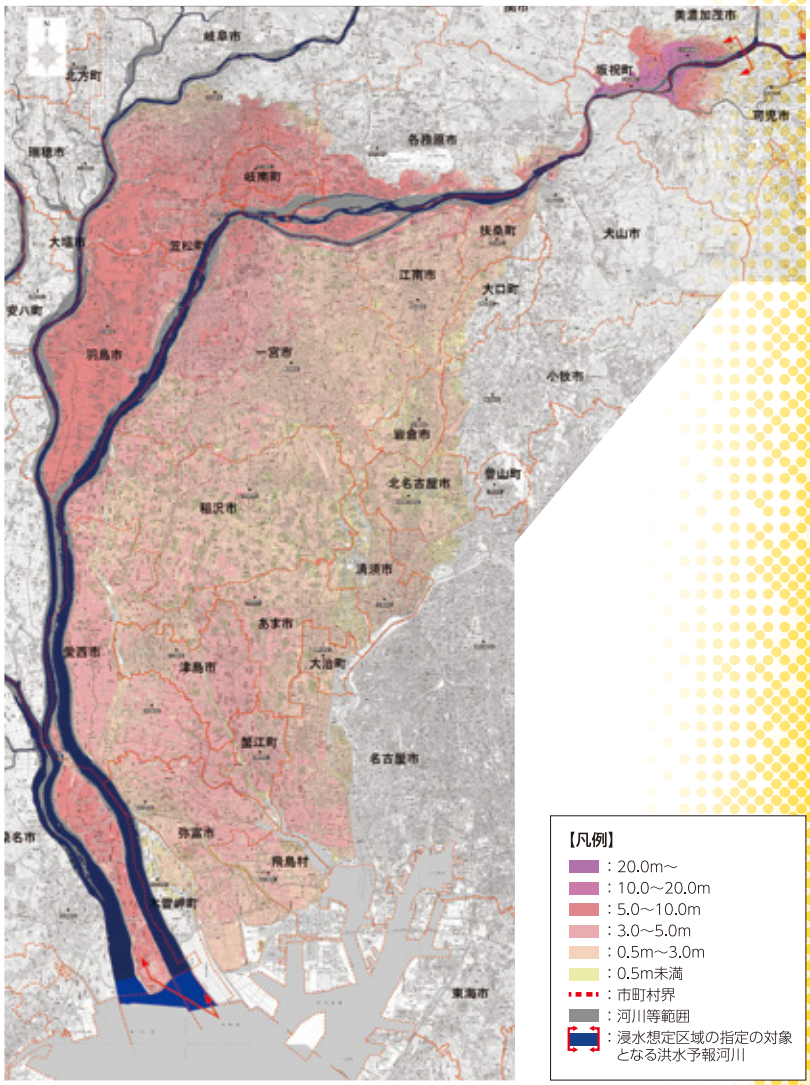

出典：国土交通省中部地方整備局「木曽川水系洪水浸水想定区域図」

住宅・生活再建のための必要経費

もし大きな災害が起こって、お住まいの住宅が被害を受けた場合、修理や建て替えにかかる費用は大きなものとなります。公的な支援金や善意による義援金（5〜6ページ参照）だけでは、住宅・生活再建に十分な金額とは言えません。いざという時にスムーズに住宅・生活を再建するためには、保険・共済に加入するなど「自助」による備えが重要となります。

※風水害・土砂災害や地震を保障する保険・共済に加入していれば、損害の程度に応じて保険金・共済金が支払われますが、加入する金額や契約の内容によっては、住宅を元通りに再建するための費用や金額が支払われないこともありますので、留意が必要です。

「全壊」被害からの住宅再建にはこれだけお金がかかる

東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。

今後発生が危惧されている南海トラフ地震では、推定全壊住宅は国全体で最悪約238.6万棟となり、東日本大震災の約20倍になるとされています。

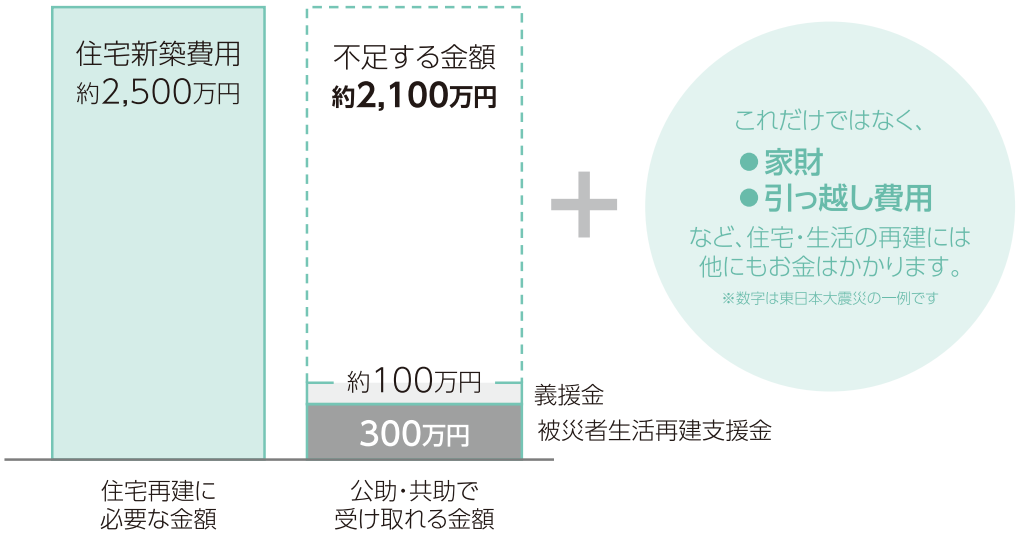

国や地方公共団体では、応急仮設住宅の建設や道路等のインフラ復旧にも大きな費用がかかる

◆復旧・復興費用の内訳

		新潟県中越地震(平成16年10月)
被災者生活再建支援金		7,353百万円
住宅関連事業費	応急仮設住宅（建設）	16,351百万円
	応急仮設住宅（借上げ）	57百万円
	応急修理	3,152百万円
	被災者向け公営住宅	7,056百万円
	小計	26,616百万円（3.6倍）
インフラ関連事業費	道路など公共事業	113,120百万円（15.4倍）
	合計	139,736百万円（19倍）

※「中越大震災復旧復興への道（後編）」（新潟県中越大震災記録誌編集委員会編集）より引用。

新潟県中越地震では、被災者生活再建支援金の15.4倍の費用がインフラ関連に使われている

◆大規模災害の経済損失額（想定額）

	経済損失（想定）額
新潟県中越地震（平成16年）	約3兆円
熊本地震（平成28年）	約3.8兆円
東日本大震災（平成23年）	約16.9兆円
首都直下地震	約95.3兆円（想定）
南海トラフ地震	約214.2兆円（想定）

※経済損失額は、新潟県（中越地震）、熊本県（熊本地震）、内閣府（東日本大震災、南海トラフ巨大地震、首都直下地震）による試算。

南海トラフ地震の経済損失額は新潟県中越地震の70倍超!

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に加入している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

持家世帯の保険・共済の加入件数・割合（建物のみ）（内閣府試算）

◆火災補償に比べ、水災補償や地震補償の加入割合は、まだまだ低い状況にあります。

火災補償あり	水災補償あり	地震補償あり
2,880万件（82%）	2,307万件（66%）	1,732万件（49%）

※損害保険料率算出機構資料（2015年度末における全保険会社の建物（住宅）を対象とした火災保険保有契約を集計）及び日本共済協会資料（2015年度末におけるJA共済連、JF共水連、全労済、全国生協連の建物（住宅）を対象とした共済保有契約を集計。住宅のみのデータ抽出が困難なものを除く）をもとに、内閣府試算

補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、台風や暴風雨などによって発生した洪水、高潮、土砂崩れなどの風水害、地震、津波、火山噴火による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスク（P7を参照）をしっかり確認して、必要な補償を確保しましょう。

また、建物被害の程度にかかわらず、家財が大きく被害を受け再購入が必要になる場合もあることから、持ち家の場合は、建物の補償と家財の補償の双方で備えることが望ましいでしょう。

台風・暴風雨　土砂災害　洪水　突風・竜巻　大雪　地震　津波　火山の噴火　など

補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体にご確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

また、マンションにお住まいの方は、管理組合などが共用部分の保険に加入しているか、確認してみましょう（保険・共済によっては、共用部分への補償を対象とした商品がない場合があります）。

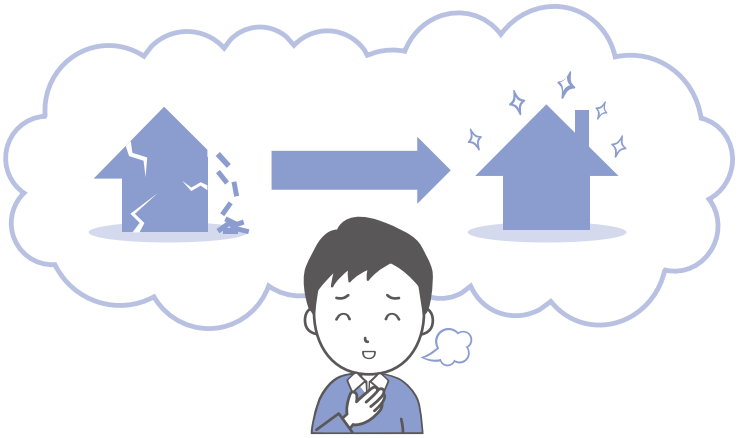

出典：内閣府「保険・共済加入のすすめ」

公的支援制度

◆被災者生活再建支援制度

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金（最大300万円）が支給されるものです。詳細は以下のとおり。

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2. 制度の対象となる自然災害（※）

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（3.①に該当）	解体（3.②に該当）	長期避難（3.③に該当）	大規模半壊（3.④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

5. 支援金の支給申請

申請窓口…… 市町村

申請時の添付書面…… ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

申請期間…… ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

（※）上記2の「制度の対象となる自然災害」に該当しない自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する制度を独自に設けている市町村もあります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

◆住宅の応急修理（災害救助法）

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもので、市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は1世帯当たり57.4万円（平成29年度基準）で、災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。

・災害により住宅が半壊又は半焼した方
・応急仮設住宅等に入居していない方
・自ら修理する資力のない方（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）

◆災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

災害で罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するものです。住宅を建設する場合の融資限度額（基本融資額）1,650万円等、住宅再建方法により融資限度額、返済期間等が異なります。

関連制度等

◆全壊した住宅の公費負担による撤去（災害廃棄物処理事業の一環）

災害により生じた廃棄物は生活環境の保全のため、原則として市町村が公費負担で処理を行います（災害廃棄物処理事業）。被災した住宅の解体・撤去は所有者負担が原則ですが、全壊した住宅の撤去については、市町村が行う災害廃棄物処理事業の一環（ガレキ処理）として所有者の承諾を得て公費負担による撤去が行われる場合があります。

◆義援金

公的支援ではありませんが、被災住宅の再建等に活用が可能です。ただし、集められた義援金等を被災世帯数に応じて分配することとなるため、被害が広範囲になるほど、1世帯当たりの分配額は少なくなる傾向があります。

自然災害への備えは万全ですか？チェック☑してみよう！

□ 災害リスクを正しく認識しよう

Q ご自宅のある場所に、どんな災害のリスクがあるか理解していますか？

お住まいの市町村などが公表している災害リスクに関する情報を確認し、自宅のある場所にどんな災害リスクがあるか確認しましょう。また、災害時にどこに避難すればいいのかも確認し、家族と話し合いましょう。なお、災害リスクの情報は、以下を参考に収集してみましょう。

〈地震リスクに関する情報〉

Webページ	閲覧できる内容
「愛知県防災学習システム」（愛知県） http://www.quake-learning.pref.aichi.jp/	愛知県による南海トラフ地震の被害想定（震度分布、液状化危険度、津波到達時間、津波波高、浸水深等） ※愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月）
「愛知県津波浸水想定」（愛知県） http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html	最大クラスの津波を対象に愛知県内の浸水の区域及び水深を表したもの
「愛知県内活断層ポータル」（愛知県） 県防災局トップページ>地震被害想定・調査など>災害の知識>活断層関係 に掲載	愛知県内の活断層を地図上に標記したGIS版の活断層図「愛知県内活断層図」など
「地震に関する評価」（地震調査研究推進本部） http://www.jishin.go.jp/evaluation/	海溝型地震や活断層の長期評価、地震動予測地図、毎月の地震活動など
「J-SHIS地震ハザードステーション」（国立研究開発法人防災科学技術研究所） http://www.j-shis.bosai.go.jp/	将来日本で発生する恐れのある地震による強い揺れを予測し、予測結果を地図として表した「全国地震動予測地図」など
「地震・津波 対策」（内閣府防災担当） http://www.bousai.go.jp/jishin/index.html	中央防災会議による南海トラフ巨大地震の被害想定（震度分布、津波高等）※中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（平成24年8月）
「南海トラフ巨大地震、首都直下地震の被害と対策に係る映像資料」（内閣府防災担当） http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankai_syuto.html	南海トラフ地震の動画など

〈風水害リスクに関する情報〉

Webページ	閲覧できる内容
「国土交通省ハザードマップポータルサイト」（国土交通省） http://disaportal.gsi.go.jp/	重ねるハザードマップ（洪水浸水、津波浸水想定、土砂災害危険個所、土砂災害警戒区域）、わがまちハザードマップ（各市町村が作成したハザードマップへリンク）
「公表されている想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域データ」（国土交通省） https://disaportal.gsi.go.jp/shinsuilink.html	国が管理する洪水予報河川（豊川、矢作川、庄内川、木曽川など）について、想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深
「愛知県浸水想定区域図」（愛知県） http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/shinsuisoutei.html	愛知県が管理する洪水予報河川（新川、天白川等）及び水位周知河川（乙川、梅田川等）などがはん濫した場合に浸水が想定される区域
「愛知県高潮浸水想定」（愛知県） http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kowan/0000077972.html	最大クラスの高潮を対象に愛知県内の代表例の浸水区域及び水深を表示
愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」（愛知県） https://maps.pref.aichi.jp/	土砂災害情報マップ（土砂災害警戒区域、土石流危険渓流による危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所など）、道路冠水箇所マップ、水害情報マップ
「愛知県川の防災情報」（愛知県） http://www.kasen-owari.jp/index.html	愛知県内の雨量、河川水位、潮位など
「愛知県土砂災害防災情報」（愛知県） http://www.sabo.pref.aichi.jp/	愛知県内の土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、1時間降水量、10分間降水量など

□ 災害に強い家にしよう

Q ご自宅の免震性・耐震性・耐火性は十分ですか？

免震性・耐震性・耐火性に優れた住宅は、自然災害による被害を最小限に食い止め、家族や財産を守るうえで非常に重要です。耐震診断や、必要に応じて耐震補強を実施しましょう。また、家具の固定や配置の工夫を行うことや、地震の揺れを感知して電気を自動的に止める「感震ブレーカー」も有効です。

□ 生活再建に必要なお金を知ろう

Q 万が一住宅が被害を受けた場合、再建にどれくらい費用がかかるか知っていますか？

過去の多くの災害では、保険・共済に入っていなかったために住宅再建が非常に困難になった被災者がたくさんいらっしゃいます。住宅が被害を受けた場合に使える公的な支援制度もありますが、それだけで住宅再建が出来るものではありません。生活の再建には家財の再取得も必要になります。いざというときのために、再建費用を試算し、保険・共済による備えを検討してみましょう。

□ 保険・共済の内容を知ろう

Q 保険・共済の補償対象・補償内容を理解していますか？

被災時に支払われる保険金・共済金の額は被害の程度や災害の種類によっても異なります。保険・共済の補償対象・補償内容をよく確認して、ご自宅のリスクに見合った保険・共済を選びましょう。

※保険・共済には、住宅や家財を新価（再調達価額）で評価するものと、時価（経年による劣化を考慮した額）で評価するものがあります。時価を基準として契約した場合には、保険・共済だけでは復旧に必要な費用の全額をまかなえない可能性があります。（地震保険の契約金額は、法律に基づき火災保険の契約金額の30～50%の範囲内で設定します。その他、契約内容によって補償額に制限がある場合があります）

発　行
あいち・なごや強靱化共創センター
〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学 減災館4階 402号室　電 話：052-747-6979 FAX：052-789-2975
Eメール：kyoso@gensai.nagoya-u.ac.jp　ホームページ：http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso
2018年4月

災害時の公的支援制度と保険・共済加入のすすめ　～いざという時に、あなたの生活を守るために～　パンフレット　修正表

※パンフレット内容に一部修正がございますので、下記表をご参照ください。

2024 年 9 月

<table>
<tr><th>頁</th><th>修正前</th><th>修正後</th></tr>
<tr><td>5</td><td>３. 制度の対象となる被災世帯
上記の自然災害により
①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td><td>３. 制度の対象となる被災世帯
上記の自然災害により
①住宅が「全壊」した世帯
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>４. 支援金の支給額
～中略～
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
(3. ①に該当)</th><th>解体
(3. ②に該当)</th><th>長期避難
(3. ③に該当)</th><th>大規模半壊
(3. ④に該当)</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</td><td>４. 支援金の支給額
～中略～
①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
(3. ①に該当)</th><th>解体
(3. ②に該当)</th><th>長期避難
(3. ③に該当)</th><th>大規模半壊
(3. ④に該当)</th><th>中規模半壊
(3. ⑤に該当)</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>－</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円
※中規模半壊の加算支援金は、再建方法に応じて上記支給額の半額を支給</td></tr>
</table>

裏面に続きます。

頁	修正前	修正後
6	**◆住宅の応急修理（災害救助法）** 災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもので、市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は 1 世帯当たり 57.4 万円（平成 29 年度基準）で、災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 **・災害により住宅が半壊又は半焼した方** **・応急仮設住宅等に入居していない方** **・自ら修理する資力のない方（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）**	**◆住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）** 災害により住宅が損傷を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するもので、市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は 1 世帯当たり 70.6 万円（令和５年度基準、準半壊は 1 世帯当たり 34.3 万円）で、災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 **・災害により住宅が半壊（大規模半壊・中規模半壊、半壊、準半壊）又は半焼した方** **・応急仮設住宅等に入居していない方（ただし、応急修理期間中に、一時的な住まいとして応急仮設住宅に入居することは可能）** **◆住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）** 災害により住宅が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受けた世帯に対して、雨水の侵入等による被害の拡大を防止するためにブルーシートや土のう等の資材を用いて緊急的に修理するもので、市町村から支給された資材を使用又は市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は 1 世帯当たり 5 万円（令和 5 年度基準）で、災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 ・災害による住宅の被害が準半壊以上（相当）の方
6	**◆災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）** 災害罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するものです。住宅を建設する場合の融資限度額（基本融資額）1,650 万円等、住宅再建方法により、融資限度額、返済期間等が異なります。	**◆災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）** 災害罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するものです。住宅を建設する場合の融資限度額（土地取得あり）5,500 万円等、住宅再建方法により、融資限度額、返済期間等が異なります。